

在日韓人の国籍及び処遇等に関する日韓協定(案)

(昭和二十七年二月一日)

太平洋戦争終結前から引続き日本に在留する韓人の国籍及び処遇等は左記によることとする。

記

一、国籍

- 1. 日韓両国は、在日韓人が大韓民国国民であつて、日本国民でないことを確認する。
- 2. 日韓両国は、この協定の効力発生の日にいたるまでの間において日本人及び韓人相互にわたる身分関係について両国の国内法の適用により既に生じた効果を承認する。

二、居住

- 1. 永住許可を得ようとする在日韓人は、韓国関係当局の発給する証明書を附して本協定発効後二年以内に日本国関係当局に申

請するものとする。

2、前項により永住許可の申請があつた場合、日本國關係当局は、終戦前から引続き居住すると認める者に対して永住を許可するものとする。その場合、出入國に關する日本國法令に規定する永住許可の手續及び条件並びに手数料の規定は適用しない。

3、永住許可を受けたものに対する退去強制については、日韓兩國の關係当局は、本協定発効後二年間その運用上必要な事項に關し協議するものとする。なお、右協議の方法については別途協議する。

三、処遇

1、在日韓人は、一般國際慣例上國民固有の權利又は國家に重大な利害關係を有する權利又は資格として認められている参政權、公務員たる資格、日本船舶の所有者たる資格等を失う。

2、前項に規定するもの外、在日韓人が本協定発効の時現に享

有して
する。

有している財産上の權利又は現に従事している職業にして日本國法令により一般外國人に禁止されているものについては、当該人が日本國に居住する限り引続きこれを認める。なお右權利及び職業については別途協議する。

四、帰還

1、在日韓人が本協定発効後二年以内に韓國に帰還する場合には、その所有する動産の携行については、何らの税をも賦課しないものとする。なお、携行する動産の種類及び数量については別途協議する。

2、前項の帰還者は、その所有する資金を別途協議によつて定められる具体的方法により本國に送金することができる。

3、第一項の帰還者の中生活困難者については、日韓兩國の關係当局は相協力して帰還に必要な諸便宜を供与するものとする。

list up 不明な領事水先等の